

災害貸付け

1 貸付条件

組合員又はその被扶養者が水・震・火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき。

2 申込期限

り災後 3 カ月以内

3 貸付限度額

200 万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は 10 万円単位、ボーナス償還にあてる額は申込金額の 2 分の 1 以内で、50 万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4 償還回数

120 回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の 6 分の 1 以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5 貸付利率

年利 0.99%（貸付金保険料 0.06%を含む）

6 提出書類

（1）災害貸付申込書【様式第 1 号（1）：必須】

（2）貸付借用証書【様式第 3 号（1）：必須】

（3）貸付事業における個人情報に関する同意書【支部様式第 20 号：必須】

（4）借入状況等申出書【支部様式第 21 号：必須】

（5）添付書類

①直近の給与支給明細書の写し【必須】

②申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し【必須】

③所轄官公署（市町村、警察署、消防署）が発行するり災証明書等（被害の内容が明記されていること。）【必須】

なお、申込み同時期に短期給付の災害見舞金を請求している場合は、その請求書に添付した証明書の写し。